

沖縄県学校図書館におけるプライバシー保護の現状に関する調査

—貸出記録の目的外使用問題を中心として—

沖縄国際大学総合文化学部 山口真也

1. 研究の目的・仮説・検証方法

図書館における自由な読書、自由な知的関心は、個人の内心の自由が守られるところにはじめて成立するものである。よって、個人の内心が反映される(可能性がある)貸出記録や閲覧記録等の読書記録が本人に無断で外部へと不用意に漏洩したり、本来の目的(公共物の管理という目的)以外に使用されたりすることは許されない。このことは、図書館員の役割を記した『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』にも明記されており、利用者の秘密を守ることは、公共図書館のみならず(学校図書館も含めて)、全ての図書館において非常に重要な役割であると言えるだろう。

ところが、現実の図書館活動に目を向けると、利用者のプライバシーは様々な場面で侵害されていることが分かる。特に、学校図書館は学校教育機関の内部に設置されるものであり、図書館の「内部」と「外部」の境界線が曖昧である。また、図書館員と児童生徒、または児童生徒と教員の距離が緊密であることから、プライバシー領域がはっきりしないという性質もある。さらに言えば、学校教育の現場では、児童生徒(とその家庭)のプライバシーは様々な場面で教育指導上の資料として活用されており、児童生徒のプライバシーの多くは、学校、またはクラス担任の管理下にある。こうした状況を考えるならば、本来はプライバシーとして保護されるべき学校図書館が保有する読書記録もまた、嚴重には管理されておらず、クラス担任等の外部教員に伝えられ、かつ、図書館が貸出記録を集める本来の目的とは無関係に使用されているという状況も想像できるのではないだろうか。

本研究発表では、貸出記録が外部教員に開示され、本来の目的とは無関係に使用される事例として、①読書指導目的での外部教員による使用、②生活指導目的での外部教員による使用という 2 つのケースに注目し、沖縄県の学校図書館員へのインタビュー調査の結果を手がかりに、学校図書館におけるプライバシー保護の現状と課題を報告してみたい。

2. 先行研究による問題点の整理

2.1 沖縄県の学校図書館の特徴と現状

沖縄県内には、現在、520 の学校(小学校 284、中学校 168、高校 68)が設置されている。沖縄県の学校図書館の歴史を伝える文献は少ないが、戦後のアメリカ統治や独自の文化状況を背景として、本土とは異なる発展を遂げたと言われている。特徴をまとめると以下ようになる。

- 1) 全県的な学校司書の配置状況 → 小中高校のほぼ全ての学校に専任の事務職員(学校司書)が配置されており、全国水準を大きく上回っている¹。小規模併設校では、他の学校事務との兼任、または地域内の数校を日替わりで担当するなどの勤務形態もあるが、管理者が不在の学校図書館は少ない。公共図書館を含む司書職採用枠を設け、学校図書館への配置を行う自治体も多い。
- 2) 司書教諭と学校司書の関係 → 2003 年の配置義務化により、小中高のほぼ全ての学校に司書教諭は配置されていると言われるが、沖縄県ではこれまで学校司書が調べ学習や読書指導の計画支援、補助など、司書教諭が行うべき教育的な指導を代わりに行ってきた経緯があり、司書と司書教諭の職務区分は明確ではない。高校では司書教諭への引継を想定して、新規の正職員の採用は長く停止されており(正職員が定年になると非常勤職員でまかなう)、一部の市では司書の引き上げが決定し、2 年後の司書教諭への完全移行も計画されている。司書教諭配置義務化にともない、学校司書の職務の廃止が全県的に広がるのが懸念されている。
- 3) 熱心な読書指導 → 沖縄県は本土との国語力格差を考慮して、古くから(一部の学校では昭和 40 年代からとも言われる)朝の読書活動やボランティアによる読み聞かせの実施、貸出目標冊数の設定、など学校全体での読書指導を盛んに行ってきた。週ごとの回数は異なるが、ほぼ全ての小中学校で、また、高校の一部でも朝の読書活動が導入されている²。1 人あたり年間貸出冊数も増加傾向にあり、図書館利用が、児童生徒の学校生活の中でしっかりと定着している様子が分かる。

表 1 沖縄県の学校司書配置状況

学校の種類	沖縄県	全国
小学校	90.5%	13.4%
中学校	90.2%	15.7%
高等学校	100%	73.0%
盲学校	100%	43.3%
聾学校	100%	21.3%
養護学校	57.1%	6.3%

表 2 沖縄県の読書指導状況

学校の種類	朝の読書実施率	1人あたり年間貸出冊数
小学校	99.6%	114.8 冊
中学校	99.4%	34.6 冊

2.2 読書指導・生活指導における読書記録(貸出記録)の価値

学校図書館は児童生徒の読書記録を様々な形で保有している。例えば、貸出記録もその一つである。図書館が利用者から預かる貸出記録は個人の内心を(ある程度)あらゆる情報となるため、一般的には、高度なプライバシー、または個人情報として、嚴重に収集、管理(①必要最低限の情報を収集し、②漏洩を防ぎ、③不要になればすぐに消去、④目的外に使用しない)しなければならないと考えられる。しかしながら、貸出記録というものは、それが児童生徒の興味関心を反映する情報であるがゆえに、学校教育上は様々な利用価値を持つ。

たとえば、読書指導を熱心に行うクラス担任にとっては、児童生徒個人の読書意欲(冊数)、読書傾向(読書の偏り)、読書能力(読解力等)を把握する上で便利な資料となりうる。また、学校図書館には悩みの本(いじめられた時に読む本、失恋した時に読む本な

1 『沖縄県教育年報』(平成 11 年版)、沖縄県教育庁企画室、1999

2 「朝の読書」など全校一斉の読書活動は小学校、中学校ともに、実施していない学校はいずれも 1 校だけ。実施頻度をみると「ほぼ毎日」と「週に数回」を合わせると小学校が 195 校 (70.9%)、中学校が 141 校 (87%) となっている。(『琉球新報』2004 年 10 月 22 日)

ど)や性教育の本などもあることから、生活面での指導に責任をもつクラス担任にとっては、児童生徒の興味関心、心の変化を理解するための材料にもなる。学校教育において、図書館が管理する貸出記録は、学習面、または日常生活において、児童生徒を理解する上で重要な資料になると考えられる。

2.2 読書指導・生活指導を目的とした貸出記録の利用にみる問題点

図書館が貸出記録を利用者から集める理由は、一般的に「公共物の管理」にあると考えられる。誰がどのような資料をいつまで借りているか、という情報は、個人の内心を反映する個人情報的一种であり、本来は安易に集めるべきではないが、図書館は公共物である資料を管理する責任を負うことから、貸出サービスをつつがなく実行するために、利用者から帯出者氏名と帯出資料のタイトル、返却期日に関する情報を集めなければならない。貸出記録は、個人の内心を知るための情報となりうるが、「公共物の管理」という本来の目的以外に、例えば生活指導や読書指導の資料として貸出記録を使用することは、個人情報保護の原則から考えれば明らかに問題(ルール違反)であり、人権侵害行為となる。

とはいえ、学校は児童生徒を教育する機関であり、クラス担任等の教員は、児童生徒に関して貸出記録よりもレベルの高い個人情報、プライバシーを保有している。こうした状況を前提とすれば、児童生徒は、自己の情報についてはある程度、教員に知られていることを予期しているという考えも成り立つ。あるいは、目的外使用が問題であるならば、学校図書館では児童生徒に貸出記録を生活指導、読書指導のために活用することをあらかじめ開示して、貸出記録を集めればよい、という意見もあるかもしれない。

しかしながら、学校図書館による外部教員への貸出記録の開示は、児童生徒にとっては「評価者」への開示をも意味している。生活指導や読書指導の実質的な担当者は主にクラス担任であり、彼らは児童生徒を評価する立場にある。仮に、児童生徒が自己の貸出記録が教員の監視下にあることを察知すると、①学校図書館を利用しなくなるか、②学校図書館では教員には知られたくないような資料は借りなくなるか、③教員により評価を得ようとして興味のない資料を借りようになる可能性がある。つまり、教員から少しでもよい評価を得ようとするあまり、学校図書館での読書行為が歪められるおそれがある。こうした可能性がある限り、やはり、読書の自由、知る自由を保障するために存在する図書館では、貸出記録は第三者、特に自己を評価する立場にある人物には知られてはならないということになる。

学校教育上、個人の読書状況をどうしても把握する必要があるとしても、そのことが、図書館が貸出記録を提供する絶対的な条件にはならない。児童生徒個人の読書内容を知りたいのであれば、各教員は、図書館の貸出記録に安易に頼るのではなく、読書ノート指導や「声かけ」等を通じて、児童生徒の自己申告に基づく情報を入手すればよいのである。図書館が管理する貸出記録は、指導資料として便利な記録ではあるが、読書ノート指導の不足や児童生徒とのコミュニケーション不足等の「教育実践の手抜き」を学校図書館が自らの存在意義を否定してまで肩代わりする必要はない。基本的には学校図書館の貸出記録は、教育、評価とは切り離して管理するべきであると考えられる。

3. 学校図書館におけるプライバシー保護の現状に関する調査

3.1 調査の方法

- 1) 調査対象 → 沖縄県内に設置された学校図書館の関係者(学校司書、司書教諭、アルバイト)合計 68 名³
- 2) 調査期間 → 2004 年 3 月～8 月
- 3) 調査方法 → インタビュー調査 (調査項目は以下の 5 点)
 - 3-1) 学校図書館が管理する貸出記録は、読書指導や生活指導を目的として図書館外部の教員に伝えられていないか?
 - 3-2) 伝えられているとすれば、どのような場面でどのような情報が伝えられているのか?
 - 3-3) 学校図書館が管理する貸出記録を外部の教員に伝えることについて、どのように考えているのか?
 - 3-4) 目的外使用を防ぐ一つの方法である「返却時の貸出記録の消去」は行われているか?
 - 3-5) 行われていないとすれば、返却時に貸出記録を消去することは可能か?

3.2 調査結果と分析

(1) 貸出記録の読書指導目的での使用について

上述のように、沖縄県では全校的に読書指導に取り組む学校が多い。小中学校では特に熱心な指導が行われており、学校図書館はその重要な機関として位置づけられている。こうした状況においては、学校図書館が管理する貸出記録は、小中学校を中心に、児童生徒の読書実態の把握を目的として、以下のように目的外に使用されていることが明らかとなった。

- 1) クラス担任による個人読書量の把握 → 9 割を越える小中学校で、学校図書館からクラス担任への定期的な貸出冊数(または分類ごとの冊数)の報告が行われている。
- 2) クラス担任による個人読書状況の評価 → 9 割を越える小中学校で、学校図書館からクラス担任へと貸出記録が伝えられ、通知表の生活記録欄の一つとして学校図書館の貸出冊数が記入される。

以上のように、学校図書館の貸出記録は学校内において外部教員と共有されており、プライバシーとしては保護されていない。ただし、上記の 1)、2)で報告される情報は貸出資料のみで

表 3 読書指導目的での貸出記録(タイトル含)の開示要求の有無

学校の種類	ある	ない	未確認	合計
小学校	6	16	8	30
中学校	9	13	5	27
高校	2	6	3	11
合計	17	35	16	68

³ 職務の内訳は、学校司書(事務職員)60 名、司書教諭 7 名、アルバイト 1 名。調査対象地区の内訳は、浦添市 16、石垣市 15、宜野湾市 13、那覇市 11、沖縄市 3、北谷町 3、具志川市 2、与那城町 2、糸満市 2、勝連町 1。

あり、貸出資料のタイトルを伝える習慣は今のところないようである。しかし、読書指導に熱心な教員であれば、多読者が優良な読者とは考えないはずであり、当然、個人の読書傾向に興味関心をもつようになると考えられる。インタビューでは、外部教員から、個別読書指導を目的として、タイトルを含む記録開示を求められた経験があるかどうかを確認した。その結果、「経験がある」と回答した図書館員は全体の 33%(表 3)であった。各事例を大きく分けると以下ようになる。

- 1) 外部の教員によるカードボックスの個人カード(書名が記載)の無断閲覧 (カード式の図書館の場合)
- 2) 外部の教員によるコンピュータ内の貸出記録(貸出状況)の無断参照 (* 書名を含む外部教員からの記録の参照については、明確な指導計画に基づく行為というよりも「興味本位と感ずることが多い」という意見が多かった)
- 3) 外部の教員との日常会話の中での個人の読書傾向に関する質問(「最近、あの子、よく図書館に行ってるみたいですが、どんな本を読んでるんですか?」)
- 4) 個人またはクラス全体の読書意欲を喚起するための個人の読書傾向に関する質問 (難しい内容の本にチャレンジしている児童生徒の貸出状況を調べ、個別に声をかけることで個人の読書意欲を高めるとともに、クラス全体に知らせ(みんなの前で誉め)、クラス全体の読書意欲の伸張する/読書好きな子どもは他の場面でなかなか誉めてもらえないため、効果が大きい)



図 1 カウンターの専用ボックスに放置された個人カード(左)と個人貸出カード(右)/教員が自由に手に取り、帯出資料のタイトルを確認できる。

(2) 貸出記録の生活指導目的での使用について

次に、生活指導を目的とした貸出記録の利用について調査結果を見てみよう。読書指導目的の場合とは異なり、日常的な記録提供は確認されなかった。ただし、勤務経験の長い図書館員を中心に、全体の 23%が外部教員による生活指導を目的とした貸出記録や読書傾向の要求について「過去に数回、経験がある」と答えており(表 4)、この問題が沖縄県の学校図書館においても決して無関係ではないことが分かる。外部教員が貸出記録、読書記録を求めるケースは以下のように様々である。

- 1) 最近、様子が変化した子ども、悩んでいる様子がみられる子どもの内面を知るため(悩みの本を読んでいない?)
- 2) 思想的な偏り(死への憧れ)のある生徒が普段なにを読んでいるかを知るため(思想家、宗教家の影響を受けているのでは?)
- 3) 図書館登校の生徒(不登校・問題行動(拒食症・性的な問題・自傷傾向など)の生徒)の心理状態を確認するため(利用後に担当教員や養護教員から館内での様子や利用した資料の内容を確認される)
- 4) 生徒が何に興味があるのかを的確に把握し、進路指導に役立てるため(生徒は自分の好きなこと、興味のあることをうまく言葉で表現できない場合もある/なかなか心を開いてくれない生徒もいる)
- 5) 子どもの知的な発達、方向を常に把握し、学習面、生活面での指導計画を立てる必要があるため(養護学校の場合)
- 6) 子どもとの会話のきっかけにするため(子どもが好きな本を調べ、コミュニケーションの糸口として「〇〇読んだことある?」と声をかける)
- 7) 公衆道徳を指導するため(返却本が故意に破損、教室内や部室内に放置されていた場合に、「指導したいので帯出者を教えてほしい」と言われる)
- 8) 問題行動を起こす児童に関する申し送りとして生活指導調書に小学校時代の読書傾向を記載するため(中学校入学時に「申し送り」として出身小学校から伝えられてきた)

表 4 生活指導目的での貸出記録の開示要求の有無

学校の種類	ある	ない	未確認	合計
小学校	8	21	1	30
中学校	5	21	1	27
高校	2	9	0	11
合計	15	51	2	68

(3) 目的外使用についての図書館員の意識

以上のように、外部教員から貸出記録を目的外に使用したいという要望は、沖縄県内の学校図書館においても確かに存在する。現場の図書館員は、貸出サービスとは無関係に外部教員へと貸出記録を提供することについてどのように考えているのだろうか。

表 5、6 から分かるように、教員から貸出記録を求められた場合には、「提供する」という意見が大半を占め、一方で「拒否する」という回答は一部にとどまった(表 5、6)。「提供する」という意見の中には「積極的に提供するべき」という意見もあったが、「提供せざるを得ない」という消極的な肯定意見が大多数を占めている。それぞれの意見をまとめると以下ようになる。

- 1) 積極的に提供すべきという意見

1-1) 教育のプロである教員が「教育指導上、貸出記録が必要」と要請してくる場合に、教育のプロではない図書館員が断る

表 5 貸出記録開示への望ましい対応(読書指導目的の場合)

学校の種類	全ての情報を提供	読書傾向のみ提供	拒否	本人に確認の上、提供	未確認	合計
小学校	14	2	2	2	10	30
中学校	16	0	1	0	10	27
高校	3	0	4	0	4	11
合計	33	2	7	2	24	68

表 6 貸出記録開示への望ましい対応(生活指導目的の場合)

学校の種類	全ての情報を提供	読書傾向のみ提供	本人に確認の上、提供	拒否	分からない	未確認	合計
小学校	20	1	2	1	1	5	30
中学校	15	3	0	7	0	2	27
高校	5	2	0	2	1	1	11
合計	40	6	2	10	2	8	68

べきではない。

- 1-2) 不特定多数が利用する公共図書館とは異なり、学校図書館では記録を提供する相手は教員に限定される。教員が入手した情報を悪用するはずがなく、その子どもをよい働きかけを行うための資料になることは明白である。こうした前提に立てば、貸出記録を隠す理由はない。
- 1-3) 教員との記録の共有を前提としてプライバシーを保護する方法もある。例えば、クラス担任のみに提供する、プリントアウトしない、記録を伝えたことが児童生徒に伝わらないように口止めした上で提供する、など。
- 2) 提供せざるを得ないという消極的な意見
 - 2-1) 学校現場には、全教職員で問題を理解し、対応を考える雰囲気があり、図書館だけが情報提供を拒むことは不自然
 - 2-2) 記録を提供しない＝疑っている、と理解され、教員との信頼関係を損なうおそれがある。
 - 2-3) 現実の図書館活動は教員との協力活動の上に成り立っており(教員に頼っており)、教員の要求を断るといろいろな面で図書館運営が難しくなる。
 - 2-4) 非常勤職員の立場で、または年齢の若い図書館員が長い教育経験を持つ年配の教員の要求を断ることは難しい。

(4) 貸出記録の返却後の管理状況と返却時の消去の可能性

学校教育において図書館が管理する貸出記録を教育的に利用することの是非を、教育の専門家(プロ)ではない図書館員が客観的に判断することは非常に難しい。調査の結果、見えてきたことは、多くの学校図書館員がその難しい問題への判断を迫られており、図書館員としての立場と教育関係者としての立場の狭間で困惑しているということである。

ところで、こうした目的外使用の問題は、貸出記録を返却後も不用意に図書館内に残しているからこそ生じる問題でもある。例えば、公共図書館では、警察機関による捜査目的での使用など、返却後に生じる様々なトラブルを予防するために、パンフレットやホームページなどを通じて、貸出記録を必要以上に管理しない(返却後も残さない)ことを利用者に約束している。学校図書館も、公共図書館と同じように、返却時に貸出記録を消去することで、生活指導や読書指導などを目的とした外部教員による貸出記録の要求を回避することはできるのではないか。

以上の提案の可能性を探るために、インタビューでは、まず現在の貸出記録の管理状況について確認したところ、沖縄県の学校図書館では、ブラウン式を採用する高校の図書館員 3 人以上は、全ての図書館員が返却後も一定期間(最短で 1 学期間、最長で無期限、年度内が最多)、貸出記録が「残されている」と答えている(表 7)。しかしその一方で、「日常的な学校図書館サービスの中で個人の貸出履歴を参照することがあるか？」という質問については、9 割を越える図書館員が「ない」と回答しており、図書館サービスを行う上で、返却後も貸出記録を館内に残さなければならない理由は特にないと考えられる(＝特に理由もないのになぜか学校図書館では貸出記録が返却後も管理され続けている／カード式の名残?)。

とすれば、学校図書館が返却後も管理し続けている貸出記録は、公共図書館のように返却時に消去することも不可能ではないはずである。目的外使用問題への解決策の一つとしての「返却時の記録消去」という筆者の提案に対して、現場の学校図書館員はどのように考えるのだろうか。

表 7 返却後の貸出記録の管理状況

学校の種類	残されている	消去している	合計
小学校	30	0	30
中学校	27	0	27
高校	8	3	11
合計	65	3	68

表 8 返却時の貸出記録について

学校の種類	残しておくべき	消去すべき	再検討すべき	未確認	合計
小学校	18	2	7	3	30
中学校	10	9	7	1	27
高校	3	5	3	0	11
合計	31	16	17	4	68

(4-1) 返却後も貸出記録は残しておくべき

表 8 は返却時の貸出記録の消去についての意見を集計した結果である。最も多かった回答は、返却後も今まで通り貸出記録は「残しておくべき」という意見である。理由をまとめると以下ようになる。

- 1) 図書館サービス上、どうしても必要というわけではないが、児童生徒には読書のあゆみを確認し、達成感を味わいたいという気持ちがあるらしく、過去の読書履歴を頻繁に確認したがる傾向がある。利用者のために残しておいてあげたい。
- 2) 卒業時に在学中の読書記録を記念品として贈呈したいので、記録が消えると困る。
- 3) 読書履歴は児童生徒が自ら管理すべき(読書ノート指導を行えばよい)という意見もあるが、読むことと書くことを同期させると子どもは読書を嫌いになる。学校図書館を利用する期間は、図書館が子どもに代わって貸出記録を管理してあげるべき。
- 4) 学習活動の一環として過去の読書履歴をさかのぼって確認するという場面が多く(読書感想文の作成など)、記録が残っていると非常に便利。学齢期の図書館利用では、プライバシーを守るよりも、図書館が記録を提供することで、自分の読書内容を記録することの大切さを実感させていくことの方が重要。
- 5) 現在のところ、記録を残しておくことで、深刻な問題が生じているわけではない。今日の前にある利用者のニーズを無視してまで、記録を消さなければならないということは理解しにくい。

(4-2) 返却時に消去すべき・考えるべき

「記録を残すべき」という考えがある一方で、インタビューでは「貸出記録を消去すべき」、または安易に記録を残している現状について「再検討すべき」という回答も確認された。それぞれの意見をまとめると以下ようになる。

- 1) (年度ごとに記録を消去している学校では)3 月の貸出記録は 4 月には消去されているが、特に子どもが困っている様子はない。貸出記録は、残っているからこそ、用途を探そうとしているにすぎず、記録がなければいけないで特に問題はない。

- 2) 記憶に残らないような読書は、本物の読書ではないし、記憶にさえ残らない記録を子どもに代わって図書館がわざわざ残さなければならぬとは思えない。
- 3) 誰が何に使うか分からない危険性を含む記録を、管理義務もないのにいつまでも残しておく理由というものはない。学校図書館員は、利用者個人の貸出記録を大量に所持していることが司書のアイデンティティではないし、記録を手放すことで司書のアイデンティティが失われることはないということを自覚するべきである。
- 4) 記録の無意味な管理については反対だが、返却時に記録を消去するという決断は、学校図書館にとって大きな改革であり、一人では決められることではない。地域の図書館員で話し合うべき。
- 5) 個人的には貸出記録には用途がないと思うが、気がつかないような用途が他にもあるかもしれない。司書教諭や他の教員と相談して決めるべき。

4. 結論—今後の課題

以上、今回の発表では、沖縄県の学校図書館員へのインタビュー調査をもとに、貸出記録の目的外使用についての現状を明らかにし、「記録消去」という筆者の提案に対する現場の図書館員の意見を紹介してきた。繰り返せば、学校図書館が管理する貸出記録は、読書指導や生活指導のための資料として、本来の目的とは異なる目的で利用される可能性があり、大部分の図書館員はそうした状況について図書館のあるべき姿ではないとしつつも、学校教育現場では貸出記録を絶対に外部教員に伝えないという判断は難しいと考えている。こうした目的外使用の問題を回避する一つの方法としては、貸出記録は必要以上に管理しない(返却時に消去する)という対策が考えられるが、依然として返却後も記録を「残すべき」と考える図書館員は多いものの、「検討すべき」と「消去すべき」という2つの回答を合計すると、「残しておくべき」という回答の数を上回っており、筆者の提案は、目的外使用問題への有効な対策の一つとして、ある程度、理解を得られたとも言えるだろう。

今回の発表では取り上げていないが、学校図書館の内部に残される読書記録は返却後の貸出記録だけではない。レファレンス記録や予約リクエストの記録、延滞記録の管理方法も検討するべきであるし、返却前に貸出記録が消去できないことを考えれば、貸出中の記録を求められた場合にどうするか、ということも検討する必要がある。さらに言えば、「記録は消せても、記憶は残る」という問題も存在する。特に、学校図書館員の場合、公共図書館員とは異なり、利用者との距離が非常に近いという性質があることから、常連の利用者であれば、図書館員は彼らの読書傾向を自然に把握することになる。そうしたケースにおいて、クラス担任から情報提供を求められた場合に、仮に貸出記録が消去されているとしても、記憶の中にある読書傾向や最近の貸出資料の情報を求められる可能性は残ってしまう。そうした意味で、返却時の貸出記録の消去という対策は、学校図書館員に依然として難しい判断の余地を残しており、目的外使用問題への対策の一部に過ぎないということになる。

今回のインタビューを通じて多くの図書館員から聞かされた言葉は、学校図書館において、貸出記録を目的外に使用してはならないということは理念としては理解できても、実際に行動する場合の確固とした「よりどころがない」ということであった。ここで紹介した事例は沖縄県のものであるが、専任の学校図書館員が配置されてきた地域であるからこそ、様々な事例や図書館員の悩みを確認することができたのであって、図書館員が配置されてこなかった地域では、外部教員による貸出記録の無断閲覧や、読書内容による個人の内面評価といった事態は、特に問題視されることなく許されているのではないかという懸念もある。本発表が、学校図書館研究において、利用者のプライバシーを守り、読書の自由を保障するためのルール作りの必要性を提起する一助となることを期待したい。(2004.12.04)

■参考文献

- 赤星隆子編著『読書と豊かな人間性』樹村房, 1999
塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1
高橋恵美子「学校図書館における貸出方式とプライバシー」『図書館は利用者の秘密を守る』日本図書館協会, 1988.3
土居陽子著「学校図書館の日常活動における「図書館の自由」」『図書館界』37(3), 1985.9
平中和司著「学校図書館とプライバシー—長野県の効率小中学校の様子から—」『図書館界』50(2), 1998.7
宮地美智子著「学校図書館の貸出方式—学校図書館問題研究会の取組みから」『みんなの図書館』213, 1995.1
渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(1)(2)」『学校図書館』491-492, 1991.9-10